

令和5年第3回東大和市議会定例会会議録第16号

令和5年9月5日（火曜日）

出席議員（20名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
3番	石田昭太朗君	4番	関綾子君
7番	上林真佐恵君	8番	中村庄一郎君
9番	木下富雄君	10番	森田博之君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	高峰章君	14番	大川元君
15番	中間建二君	16番	荒幡伸一君
17番	木戸岡秀彦君	18番	佐竹康彦君
19番	東口正美君	20番	金井康哲君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（2名）

5番	早川美穂君	6番	尾崎利一君
----	-------	----	-------

議会事務局職員（5名）

事務局長	吉沢寿子君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（30名）

市長	和地仁美君	副市長	松本幹男君
教育長	岡田博史君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	総務部参事	関田孝志君
市民環境部長	木村西君	子ども未来部長	志村明子君
地域福祉部長	伊野宮崇君	健幸いきいき部	川口荘一君
まちづくり部長	金子秀之君	教育部長	小俣学君
教育部参事	小野隆一君	秘書広報課長	加藤泰正君
財政課長	鈴木俊也君	総務管財課長	関根崇君
市民課長	長井素子君	課税課長	星野宏徳君

地域振興課長	池田 剛 君	環境対策課長	梶川 義夫 君
保育課長	石川 正憲 君	介護保険課長	里見 拓美 君
保険年金課長	吾郷 真利 君	健康推進課長	幸村 有紀 君
新型コロナウイルス感染症対策担当課長	中山 仁 君	都市づくり課長	稲毛 秀憲 君
土木公園課長	廣瀬 裕 君	教育総務課長	斎藤 謙二郎 君
青少年課長	石川 博隆 君	生涯学習課長	岩野 秀夫 君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
 - (1) 市長報告
 - (2) 議長報告
- 第 4 第 4 0 号議案 令和 4 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 第 4 1 号議案 令和 4 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 第 4 2 号議案 令和 4 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 第 4 3 号議案 令和 4 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 第 4 4 号議案 令和 4 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 第 4 5 号議案 令和 4 年度東大和市下水道事業会計決算の認定について
- 第 10 第 4 6 号議案 令和 4 年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分について
- 第 11 第 5 号報告 令和 4 年度東大和市健全化判断比率について
- 第 12 第 6 号報告 令和 4 年度東大和市土地区画整理事業特別会計及び東大和市下水道事業会計資金不足比率について
- 第 13 第 7 号報告 専決処分の報告について
- 第 14 第 8 号報告 専決処分の報告について
- 第 15 第 2 1 号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 16 第 4 7 号議案 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 17 第 4 8 号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例
- 第 18 第 4 9 号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例
- 第 19 第 5 0 号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例
- 第 20 第 5 5 号議案 市道路線の認定について
- 第 21 第 5 1 号議案 令和 5 年度東大和市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 22 第 5 2 号議案 令和 5 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 23 第 5 3 号議案 令和 5 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 24 第 5 4 号議案 令和 5 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

第25 請願及び陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第25まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（東口正美君） ただいまから、令和5年第3回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（東口正美君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（東口正美君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 登壇〕

○15番（中間建二君） おはようございます。

去る8月31日、議会運営委員会が開催されましたので、御報告を申し上げます。

まず初めに、定例会の会期であります、本日9月5日から9月25日までの21日間といたします。

会議録署名議員は、6番 尾崎利一議員、16番 荒幡伸一議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長・議長の諸報告の後、第40号議案から第46号議案までの7議案を一括上程し、議長発議により決算特別委員会を設置して、これを付託いたします。

その後、第5号報告から第8号報告、第21号同意、第47号議案から第50号議案、第55号議案、第51号議案から第54号議案を順次審議した後、会期中審査分の請願及び陳情の付託を行います。

なお、第55号議案は、建設環境委員会に審査を付託いたします。

6日から8日、11日、12日の5日間は一般質問となります。

13日から24日までは休会とし、その間に常任委員会等を開催いたします。

常任委員会等の日程について申し上げます。

14日、午前9時30分から総務委員会を、15日、午前9時30分から厚生文教委員会を、19日、午前9時30分から建設環境委員会を、20日及び21日の午前9時30分から決算特別委員会をそれぞれ開催いたします。

また、21日、午後1時から及び22日、午後3時から議会運営委員会の開催を予定しておりますが、閉会中審査分の請願及び陳情、議員提出議案の提出などの審査案件がない場合は開催いたしません。

25日、最終日は、追加議案審議、常任委員会審査報告、決算特別委員会審査報告、議員提出議案審議、閉会中審査分の請願及び陳情の付託、継続審査議決、議員派遣議決の後、閉会となります。

決算特別委員会資料要求期限は、7日、午後5時となります。

議員提出議案の受付締切りは、19日、正午となります。

閉会中審査分の請願及び陳情の受付締切りは、22日、正午となります。

一般質問通告者は17名であります。

委員会に審査を付託する請願及び陳情は5件であります。

以上が、今定例会の日程等について議会運営委員会で協議いたしました報告となります。

次に、今後の新型コロナウイルス対策等を踏まえた本会議場等における議会運営について協議を行いましたので、御報告いたします。

現在東大和市議会における新型コロナウイルス対策として、飛沫感染防止パネルの設置及び会議出席者個人が判断の上、マスクの着用、検温、手指消毒等を行うこと、この2点について実施をしておりますが、今定例会につきましても継続して実施することといたします。

最後に、欠席等の届出に係る報告についてを議題に追加し、協議を行いました。

協議の結果、事前に届出があり、欠席等の理由について、その会議の長が正当な理由と認める場合については、会議の開会後の冒頭にその旨を口頭により報告することといたします。

なお、欠席等の届出の期間が2日以上にわたる場合は、当該期間最初の会議にのみ報告をし、その際に届出の期間を明らかにすることといたします。

また、この決定事項については、議会運営委員会申し合わせ事項等の12、欠席等の届出についてを改正し、対応することといたしました。

以上につきましては、本会議に関わる事項でありますことから、この場にて御報告をいたしました。皆様の御理解、御協力をよろしくお願いをいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 降壇〕

○議長（東口正美君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

○議長（東口正美君） ただいまの議会運営委員会委員長からの報告にもございましたとおり、議会運営委員会申し合わせ事項等の12番、欠席等の届出の取扱い等についてに基づき、ここで欠席等の届出について御報告いたします。

早川美穂議員より、令和5年第3回定例会の会期中に開催される全ての会議を欠席する旨の届出がございました。

また、尾崎利一議員より、9月5日から8日までの本会議を欠席する旨の届出がございました。

いずれも正当な理由による届出と認められることから、御報告申し上げるものであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東口正美君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

尾崎利一議員の欠席に伴い、

7番 上 林 真佐恵 議員

16番 荒 幡 伸 一 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（東口正美君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月5日から9月25日までの21日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第3 諸報告

○議長（東口正美君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） おはようございます。

市長報告を申し上げます。

関係する団体の会議のうち、主に市長会関係の議事について御説明を申し上げます。

資料のデータを配信いたしましたので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

初めに、6月6日に開催された全国市長会議の中で地方税財政の分野を所管する第2分科会について御報告いたします。

議事につきましては、全国各支部から提出された議案や国に要請すべき重点提言事項（案）を審議し、それぞれ決定いたしました。

次に、6月7日に開催された全国市長会議通常総会について御報告いたします。

議事5の決議案審議についてであります。6月6日に開催された4つの分科会の審議結果などを踏まえ、こども・子育て施策の充実強化など、重要課題に取り組むための措置をまとめ、国に要望することについて決定いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、7月6日に開催された東京都市長会環境部会及び建設部会について御報告いたします。

各部会における議事1、令和6年度東京都予算編成に対する要望事項（案）についてであります。いずれも部会としての要望事項案を取りまとめることについて決定いたしました。

次に、7月25日に開催された東京都市長会議について御報告いたします。

議事1の東京都後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。令和5年7月3日に開催された東京都後期高齢者医療広域連合協議会における令和5年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会に提出する案件の協議結果や、令和6年度・7年度保険料率の改定に向けた現段階での試算状況について、東京都後期高齢者医療広域連合から報告がありました。

次に、議事2の東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）及び近年の東京都周辺の災害等についてであります。パブリックコメントの結果を踏まえ作成した計画の内容と、近年東京都周辺で起きた地震や風水害などについて東京都から報告がありました。

次に、議事3のG o v T e c h東京 区市町村協働事業についてであります。システム等の共同調達やデジタル人材のシェアリング、事業参加に当たっての費用負担などについて、東京都から説明がありました。

次に、議事4の東京都災害廃棄物処理計画の改定についてほかであります。現在改定作業を行っている計画の中間報告のほか、令和6年8月に予定されている第8回「山の日」全国大会の開催地が東京都になったことに伴う実行委員会の設立、またHTT推進に向けた取組状況について、東京都から報告、説明がありました。

次に、議事5の令和5年度東京都国民健康保険運営方針の改定についてであります。今回の改定の方向性や、保険料水準の統一に向けた今後のスケジュールなどについて、東京都から説明がありました。

次に、議事6の多摩東京移管130周年記念イベントについてであります。イベント当日の具体的な内容な

どについて、東京都から説明がありました。

次に、議事7の令和6年度東京都予算編成に対する要望（案）についてであります。東京都市長会の各部会で協議した内容を基に要望をまとめたこと、また多摩の振興の推進など、特に重要な課題に対する措置を最重点要望として東京都に要望することについて決定いたしました。

次に、議事10の宗教法人世界平和統一家庭連合に関する緊急要望についてであります。今後多摩地域においても多摩市と同様の事案が生じる可能性もあることから、地域住民の安全・安心を確保する観点から、東京都に緊急要望を行うことについて決定いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、8月25日、26日に開催された東京都市長会議及び部会合同研修会について御報告いたします。

議事1の2025年に開催される世界陸上・デフリンピックについてであります。2025年に東京で開催される各大会の概要等について、東京都から説明がありました。

なお、配付資料68ページに競技会場の記載がございますが、デフリンピックのボウリング競技につきましては、東大和グランドボウルで実施されるとのことであります。

次に、議事2の感染症対応を踏まえた都保健所のあり方検討会についてであります。新たな感染症に備え、東京都が設置する保健所に必要な組織体制等の検討内容について、東京都から報告、説明がありました。

次に、議事3の多摩の振興事業についてであります。人口減少・少子高齢化への対応や防災対策など、多摩地域における昨年度の取組実績について、東京都から報告がありました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

東京都市長会議の後に行われました部会合同研修会では、神奈川大学、大竹教授による「学校施設を中心とした公共施設整備」について講演が行われました。その内容につきましては、民間事業者を活用し、学校をほかの公共施設と複合施設化した取組事例などについてであります。

また、町田市にあるバイオエネルギーセンターを視察し、生ごみの発酵で発生したガスを利用して発電するバイオガス化施設など、カーボンニュートラル実現に向けた取組について紹介がありました。

以上、市長報告を終わります。

〔市長 和地仁美君 降壇〕

○議長（東口正美君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（大后治雄君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 東口正美君 登壇〕

○議長（東口正美君） 令和5年第2回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

初めに、令和5年7月28日付で、委員会条例第8条第4項及び第5項ただし書の規定により、議会運営委員会委員に金井康哲議員を選任及び指名いたしましたので、同条例第8条第7項の規定により報告いたします。

次に、会議等への出席についてであります。6月1日に令和5年度東京河川改修促進連盟理事会が書面により開催されました。

議事では、令和4年度事業報告及び歳入歳出決算を認定し、令和5年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。また、大会宣言（案）及び大会決議（案）が採択され、8月10日に開催される第61回総会及び促進大会の役割分担（案）及び令和6年度役員（案）が承認されました。

次に、6月14日に全国市議会議長会第99回定期総会が東京国際フォーラムで、645市区の出席をもって開催されました。内閣総理大臣、衆参両議院議長、総務大臣等の来賓祝辞の後、会長選任が行われ、兵庫県神戸市議会議長が会長に選任されました。

会議に先立ち、永年勤続議員等に対する表彰が代表者に対し行われました。東大和市議会では、中野志乃夫議員が議員表彰25年以上、二宮由子議員、中村庄一郎議員が議員表彰20年以上の表彰を受賞されております。

会議に入り、令和4年5月1日以降の会務報告が行われました。

部会提出議案及び会長提出議案を原案どおり可決しました。

次に、7月24日に第55回三鷹・立川間立体化複々線促進協議会及び第42回多摩地域都市モノレール等建設促進協議会合同総会がパレスホテル立川で開催され、大川元建設環境委員長とともに参加いたしました。

議事につきましては、それぞれ令和4年度事業報告及び歳入歳出決算を認定し、令和5年度事業計画（案）、歳入歳出予算（案）をいずれも原案どおり可決いたしました。

また、多摩地域都市モノレール等建設促進協議会総会においては、役員改選が行われ、全員留任と決定いたしました。

次に、8月3日に東京都市議会議長会定例会総会が東京自治会館で開催されました。

議事では、会務報告が了承され、令和5年10月30日に開催予定の関東市議会議長会第1回理事会で審議する都県提出議案について、報告のとおり承認されました。

次に、8月8日に東京都北多摩議長連絡協議会定例会総会が東京自治会館で開催されました。

議事では、会務報告が了承され、令和4年度事業報告及び歳入歳出決算を報告のとおり認定し、令和5年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）を原案どおり可決しました。

また、令和6年度役員（案）が原案どおり可決され、東大和市は監事に就任することとなりました。

次に、8月10日に令和5年度東京河川改修促進連盟第2回常任委員会が調布市グリーンホールで開催され、議事では、役員会終了後に開催される第61回総会及び促進大会の役割分担等が承認されました。

役員会終了後、第61回東京河川改修促進連盟総会及び促進大会が開催され、東大和市議会からは、建設環境委員会、大川元委員長、木戸岡秀彦副委員長、二宮由子議員、早川美穂議員、木下富雄議員、押本修議員、金井康哲議員とともに参加いたしました。

令和5年度の会長として、東大和市から和地市長が就任され、議事進行が進められました。

議事では、令和4年度事業報告及び歳入歳出決算を認定し、令和5年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）を原案どおり可決しました。

促進大会では、意見発表、大会宣言に続き、大会決議が採択されました。

最後に、会長市の市議会議長として私が万歳三唱の音頭を取らせていただき、大会は終了いたしました。
報告は以上であります。ただいま報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

〔議長 東口正美君 降壇〕

○副議長（大后治雄君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大后治雄君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（東口正美君） 以上で諸報告を終了いたします。

-
- | | | |
|--------|-----------|--------------------------------------|
| 日程第 4 | 第 4 0 号議案 | 令和 4 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 第 4 1 号議案 | 令和 4 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 第 4 2 号議案 | 令和 4 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 第 4 3 号議案 | 令和 4 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 第 4 4 号議案 | 令和 4 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 第 4 5 号議案 | 令和 4 年度東大和市下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 10 | 第 4 6 号議案 | 令和 4 年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分について |

○議長（東口正美君） 日程第 4 第 40 号議案 令和 4 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 5 第 41 号議案 令和 4 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 6 第 42 号議案 令和 4 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 7 第 43 号議案 令和 4 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8 第 44 号議案 令和 4 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9 第 45 号議案 令和 4 年度東大和市下水道事業会計決算の認定について、日程第 10 第 46 号議案 令和 4 年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分について、以上 7 議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

第 40 号議案から第 46 号議案までの 7 議案につきましては、本会議での提案理由の説明及び質疑を省略し、22 人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員につきましては、委員会条例第8条第5項の規定により、議長において、議員全員を指名したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

決算特別委員会の運営についての協議機関として、議会運営委員会の委員をもって構成する決算特別委員会理事会を設置したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第11 第5号報告 令和4年度東大和市健全化判断比率について

○議長（東口正美君） 日程第11 第5号報告 令和4年度東大和市健全化判断比率について、本件の報告を行います。報告を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第5号報告 令和4年度東大和市健全化判断比率につきまして御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により御報告申し上げるものですが、健全化判断比率につきましては4つの指標が定められております。

この4つの指標であります、標準財政規模に対し、一般会計等の実質赤字額の割合を示す実質赤字比率、標準財政規模に対し、全会計の実質赤字額の割合を示す連結実質赤字比率、標準財政規模等に対し、一般会計等において負担する地方債の元利償還金等の割合を示す実質公債費比率、そして標準財政規模等に対し、一般会計等において将来負担する実質的負債額の割合を示す将来負担比率であります。

これらの4つの指標のうち、いずれか一つの指標が別に定められる早期健全化基準以上の数値となった場合、財政の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、その改善を内容とする財政健全化計画を作成し、議会の議決を経て定めなければならないこととされております。

それでは、健全化判断比率の内容につきまして御説明申し上げます。

第1表健全化判断比率を御覧願います。

令和4年度決算におけます各指標であります、1の実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が黒字となり赤字が生じていないことから、算出数値は空欄であります。

なお、早期健全化基準は12.60%であります。

2の連結実質赤字比率につきましても、一般会計、4つの特別会計及び下水道事業会計を合わせた連結実質収支が黒字となりましたことから、算出数値は空欄であります。

なお、早期健全化基準は17.60%であります。

3の実質公債費比率につきましては、算出する際の分母となります標準財政規模の減額等によりマイナス0.8%となりました。

なお、早期健全化基準は25.0%であります。

4の将来負担比率につきましては、控除財源となる充当可能財源等が将来負担額を上回り、将来負担額がマイナスとなりましたことから、算出数値は空欄であります。

なお、早期健全化基準は350.0%であります。

以上のように、令和4年度決算におきましては、健全化判断比率の4つの指標全てが早期健全化基準を下回る内容となっており、これらの指標において市財政は健全な状況にあるものと考えております。

なお、今回の報告に当たりましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査に付した結果、別添の意見書のとおり、適正に作成されているとの内容で御意見をいただいたところであります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

○7番（上林真佐恵君） お伺いします。

毎年確認させていただいているんですが、将来負担比率、マイナスということなんですけれども、将来負担額と充当可能財源等の額がそれぞれ幾らになるのか伺いたいのと、それからマイナスであっても数字としては出ると思いますので、どういう数字になるのかお伺いします。

○財政課長（鈴木俊也君） 将来負担比率に係る御質疑でございます。

まず将来負担額についてでございますが、額としましては262億1,159万9,000円でございます。

続いて、充当可能財源等でございますが、こちらについては318億178万4,000円でございます。

マイナスとなりました将来負担比率でございますが、こちらについてはマイナス34.8%となるものでございます。

以上でございます。

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で第5号報告を終了いたします。

日程第12 第6号報告 令和4年度東大和市土地区画整理事業特別会計及び東大和市下水道事業会計 資金不足比率について

○議長（東口正美君） 日程第12 第6号報告 令和4年度東大和市土地区画整理事業特別会計及び東大和市下水道事業会計資金不足比率について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第6号報告 令和4年度東大和市土地区画整理事業特別会計及び東大和市下水道事業会計資金不足比率につきまして御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告申し上げるもので

あります。

資金不足比率は、各公営企業の事業規模に対する資金不足額の割合を示したものでありますが、この比率が別に定められる経営健全化基準以上の数値となった場合、経営の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、その改善を内容とする経営健全化計画を作成し、議会の議決を経て定めなければならないこととされております。

それでは、資金不足比率の内容につきまして御説明申し上げます。

第1表資金不足比率を御覧願います。

令和4年度決算におけます資金不足比率は、1の土地区画整理事業特別会計、2の下水道事業会計ともに資金不足が生じていないことから、算出数値は空欄であります。

なお、経営健全化基準は20.0%であります。

以上のように、令和4年度決算におきましては、各会計の資金不足比率が経営健全化基準を下回る内容となっており、この比率において、土地区画整理事業特別会計及び下水道事業会計の経営はともに健全な状況にあるものと考えております。

なお、今回の報告に当たりましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査に付した結果、別添の意見書のとおり、適正に作成されているとの内容で御意見をいただいたところであります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で第6号報告を終了いたします。

日程第13 第7号報告 専決処分の報告について

○議長（東口正美君） 日程第13 第7号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第7号報告 専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。

御報告する内容は、令和5年6月8日に発生いたしました市役所第3駐車場における草刈作業で発生した物損事故の損害賠償額の決定についてであります。

議会の議決により指定されました損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分についてに基づき、令和5年7月5日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告を申し上げます。

事故の概要につきまして御説明を申し上げます。

本件は、令和5年6月8日木曜日に、市役所第3駐車場において市職員が刈払機を使用して草刈作業を行っていたところ、飛散した石により、駐車中の相手方の所有する車両のガラスを破損したものであります。

相手方の住所及び氏名につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

損害賠償につきましては、事故の状況から、市に過失があるものとして示談をしたもので、相手方に支払います車両修理費9万5,793円は、相手方の直接請求に基づき、市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険により支払ったものであります。

事故後におきましては、再発防止のため、作業中の安全管理等を徹底し、今後より一層の適正管理に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で第7号報告を終了いたします。

日程第14 第8号報告 専決処分の報告について

○議長（東口正美君） 日程第14 第8号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第8号報告 専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。

御報告する内容は、令和5年5月5日に発生いたしました高木公園の排水ますの蓋による人身事故の損害賠償額の決定及び和解についてであります。

議会の議決により指定されました損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分についてに基づき、令和5年7月21日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

事故の概要につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和5年5月5日金曜日に、高木公園において相手方が地面から露出していた排水ますの蓋につまづき、転倒したことにより受傷したものであります。

相手方の住所及び氏名につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

損害賠償につきましては、事故の状況から、市に過失があるものとして示談をしたもので、相手方に支払います医療費4,450円は、相手方の直接請求に基づき、市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険により支払うものであります。

事故後におきましては、再発防止のため、事故発生場所の排水ますの蓋の埋戻しをいたしました。今後より一層の適正管理に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で第8号報告を終了いたします。

日程第15 第21号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（東口正美君） 日程第15 第21号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） ただいま議題となりました第21号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市固定資産評価審査委員会委員のうち、玉盛勝久委員の任期が令和5年9月30日をもって満了となることに伴い、後任の委員を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

御提案申し上げました玉盛勝久氏は、弁護士及び税理士として活躍し、平成26年10月1日から東大和市固定資産評価審査委員会委員を務めております。

このことから、法務、税務について豊富な経験と広い識見を有し、固定資産の評価にも明るく、かつ人望も厚い玉盛勝久氏を適任と考え、引き続き東大和市固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、御提案申し上げるものです。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 和地仁美君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第21号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第16 第47号議案 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例

○議長（東口正美君） 日程第16 第47号議案 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第47号議案 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正を規定した、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が令和5年5月11日に施行されたことに伴うもので、個人番号カードの所持者について、移動端末設備、具体的にはスマートフォンへの電子証明書の搭載が可能となりました。

このことにより、多機能端末機、具体的にはコンビニエンスストア等に設置されたマルチコピー機による印鑑登録証明書の交付請求は、電子証明書が搭載された移動端末設備でも可能となりますことから、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第19条は、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付請求等について定めた規定であります。第1項中「個人番号カードを使用して」を「次に掲げるものを利用して」に改め、文言整理を行い、同項に第1号として、個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードを、第2号として、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備を加えるものであります。

附則であります。条例の施行日を規則で定める日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第47号議案 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第17 第48号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例

○議長（東口正美君） 日程第17 第48号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第48号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、令和5年度税制改正に伴い地方税法等の改正が行われたことから、その影響を受ける東大和市税条例の規定のうち、令和5年3月31日に専決処分をさせていただきました以外の部分につきまして規定の変更が必要となることから、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、お手元に配付させていただきました第48号議案資料に基づき御説明を申し上げます。

議案資料の1ページをお開きください。

主な改正内容は、森林環境税の導入に伴う規定の整備であります。

森林環境税は、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要となる地方財源を安定的に確保する観点から創設されたものであり、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であります。

市においては、個人の市民税・都民税均等割と併せて1人年額1,000円が課税されることとなります。

そのため、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加し、個人の市民税・都民税に併せて、国税である森林環境税を賦課・徴収する規定を設けるものであります。

なお、森林環境税の税収は、国から都道府県・市区町村に森林環境譲与税として譲与されるものであります。それでは、各条文の改正内容につきまして御説明申し上げます。

第31条の9の改正は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令により地方税法施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

第33条の3の2の改正は、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化等を行うものであります。

第35条の改正は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税の賦課・徴収の方法について規定する等の所要の改正を行うものであります。

第37条の改正は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する等の所要の改正を行うものであります。

議案資料の2ページを御覧ください。

第39条の改正は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する等の所要の改正を行うものであります。

第42条の改正は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により地方税法が改正されたことに伴う改正等を行うものであります。

第42条の2の改正は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得について、所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する等の所要の改正を行うものであります。

第42条の6の改正は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により地方税法が改正されたことに伴う改正等を行うものであります。

第70条の改正は、地方税法施行規則の改正に伴い、ミニカー区分から3輪以上の特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードを除外する改正を行うものであります。

付則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、令和6年度までの適用期限を令和9年度まで延長する改正を行うものであります。

付則第10条の改正は、先端設備等に係る固定資産税の特例措置について、地方税法の改正に伴い、引用する条項の削除を行うものであります。

付則第10条の2の改正は、一定の要件に該当する長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションの家屋に係る固定資産税額の減額措置について、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる、わがまち特例の対象に加える規定の新設を行うものであります。

付則第10条の3の改正は、一定の要件に該当する長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションの家屋に係る固定資産税額の減額措置を受けようとする者の申告について、規定の新設等を行うものであります。

議案資料の3ページを御覧ください。

付則第10条の6の改正は、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者の申告等に係る規定の新設を行うものであります。

付則第15条の3の改正は、軽自動車税の環境性能割における臨時的軽減措置の適用期限の終了に伴う規定の

削除を行うものであります。

付則第15条の3の2の改正は、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合の変更等を行うものであります。

付則第15条の7の改正は、軽自動車税の環境性能割における臨時的軽減措置の適用期限の終了に伴う規定の削除を行うものであります。

付則第16条の2の改正は、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合の変更を行うものであります。

付則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、令和5年度までの適用期限を令和8年度まで延長する改正を行うものであります。

付則第18条の7の3の改正は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の略称の削除に伴い、規定の整備を行うものであります。

付則第22条の8の改正は、地方税法の改正に伴い、引用する条項の整理を行うものであります。

最後に附則であります。

附則第1条は、施行期日の規定で、条例の施行日を公布の日とするものであります。ただし、一部の改正規定につきましては、令和6年1月1日、令和7年1月1日とするものであります。

附則第2条から議案資料の4ページにあります附則第4条までは、それぞれ市民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置の規定で、条例の改正後における規定の適用区分を定めるものであります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○15番（中間建二君） 先ほど東大和市税条例の一部改正の内容について御説明いただきましたけれども、令和6年度から新たに森林環境税が導入されることに伴う規定整備が主なものと理解をしております。森林環境税を財源とした森林環境譲与税がこれまでも当市の歳入に充てられていたと理解をしておりますが、今回の条例改正に伴う令和6年度からの森林環境税とこれまでの森林環境譲与税との関係について確認をさせていただきたいのと、また私ども公明党会派としては、森林環境譲与税を財源として公園整備等を進めるために活用することを求めてまいりましたが、改めてこれまでの森林環境譲与税の歳入の総額、またその用途について確認をさせていただきたいと思います。

また、令和5年度までの復興税と入れ替わる形で令和6年度から森林環境税が市・都民税に賦課されるというふうに理解をしておりますが、当市においてはどのような影響が想定をされるのか、また今後の森林環境譲与税にはどのような影響がある見込みなのか伺わせていただきたいと思います。

○課税課長（星野宏徳君） 私のほうから1点目と3点目についてお答えさせていただきます。

まず初めに、森林環境税と森林環境譲与税の関係についてであります。森林環境税は、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税と併せて賦課徴収するものであります。その税収につきましては、市町村及び都道府県に対しまして森林環境譲与税として譲与されるものであります。

森林環境譲与税が令和元年から譲与されたのに対しまして、森林環境税が令和6年度から賦課徴収となった背景といたしましては、消費税率が令和元年に引き上げられたことや、東日本大震災からの復興施策に必要な

財源といたしまして、個人住民税均等割の引上げが令和5年度まで行われていることを考慮し、その復興特別税が終了する令和6年度より賦課するものとなったものであります。

続きまして、3点目の森林環境税が市・都民税に賦課されることに対する影響についてでございますが、森林環境税の影響額についてでございますが、令和4年度の決算の納税義務者で試算いたしますと約4,300万円の税収となるものであります。

次に、森林環境譲与税についての見込みですが、従前と国からの配分割合が変わらないため、森林環境税が開始された令和6年度といたしましても影響はないものと考えているものでございます。

以上でございます。

○財政課長（鈴木俊也君） 2点目でございます。

森林環境譲与税が創設されました平成31年度から令和4年度までの歳入の総額でございますが、こちらにつきましては2,616万9,000円でございます。

続きまして、使途についてでございますが、議員がおっしゃるとおり、主に公園整備等に活用させていただいたところでございます。平成31年度については狭山緑地の木道の整備、令和2年度については狭山緑地の植生管理事業、令和3年度及び令和4年度については木製遊具等の設置でございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） すみません、2点お伺いします。

今御答弁も伺いました森林環境税のところですけども、市・都民税の均等割と併せて一律1,000円が課税されるということですけども、住民税所得割が非課税となる人にも課税をされるのかどうか伺います。また、企業に対しても課税されるものなのか伺います。

それから、森林環境譲与税の配分割合、これがどうなっているのか伺います。

○課税課長（星野宏徳君） まず1点目の市民税所得割が非課税になる方についての課税の有無でございますが、住民税所得割が非課税の方のうち、均等割が課税されている方であれば森林環境譲与税は課税されることとなり、均等割が非課税であれば森林環境税は非課税となります。

続きまして、森林環境譲与税の配分割合でございますが、まず総額の9割が市区町村で、1割が都道府県となっております。そして、市町村に配分された譲与税のうち5割が私有林人工林面積、2割が林業就業者数、3割が人口により案分され、譲与されるものでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） すみません、企業に対しても課税されるかどうか、それを伺いたいのと、それから住民税所得割が非課税となる方、課税はされるということですけども、その方の収入、どの程度になるものなのかお伺いします。

○課税課長（星野宏徳君） 失礼いたしました。

まず企業に対する課税でございますが、森林環境税の納税義務者は、国内に住所を有する個人に対して課す国税であるため、企業には課税されないこととなります。

続きまして、住民税所得割が非課税の方の収入はどの程度になるかということですが、御自身が障害者やひとり親等でなく扶養者もない場合で、給与収入でいきますと100万166円以下の方が住民税所得割非課税となります。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 先ほど森林環境譲与税の使い方として御説明ありましたが、例えば昨今被害が広がっているナラ枯れとか、そういった害虫の被害によって倒木の危険性があるときに、街路樹とか、そういったところにも適用されるのかどうか。それは、市の公園とか街路樹とかっていうのは適用されるのかなとは思いますが、これが私有地のところにもあったときに、基本的には個人の責任だと思うんですが、このナラ枯れの場合は病原虫として虫が介在しているわけですので、それを放っておくと広がってしまう可能性があったとき、そういったときにも拡大して適用されるのかどうかということをお聞きます。

○課税課長（星野宏徳君） 今ちょっと資料を出しますので、お待ちください。

私有地に関する対応についてでございますが、昭和30年6月に森林経営管理法という法律が施行されておまして、それは市町村が経営管理再建計画というものを定めまして、そういう私有地に関してそういう指定を受けた場合には対応することができるような法律が規定されているところでございますので、今後そういったことが起こるような場合ですと、その森林経営管理法の規定に沿った形で対応できるものもあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○副市長（松本幹男君） 私有地の話でございますが、基本的に市のほうに入ってまいります森林環境譲与税、こちらについては市のほうに森林等の保護・保全のためという形で入ってまいります。

ただいま課税課長のほうから話ございましたが、当市の場合においての話で申し上げますと、私有地のナラ枯れ等の被害対策を行うという形になるのであれば、手法といたしましては、市がその森林環境譲与税を財源としてそういった取組を行うという形を取らなければ、その使途に充てることが現状では難しいと考えております。

以上です。

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。第48号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例に日本共産党市議団を代表し、反対の立場で討論を行います。

来年度から国税として徴収される森林環境税は、個人住民税の均等割と併せ一律に1,000円を課すもので、住民税所得割が非課税の低所得者も課税対象となる逆進性の高い税である一方、温室効果ガスを大量に排出する企業など、法人への負担はありません。温暖化対策として森林環境を保全するためにも、温室効果ガスを排出する企業にこそ第一義的に負担を求めるべきであると考えます。

また、徴収された税収は、森林環境譲与税として都道府県に10%、各市町村に90%の割合で配分されますが、

森林面積指数5、林業就業者数2、自治体の人口指数3の割合となっており、自治体の人口指数が林業就業者の指数よりも高い割合で配分されています。そのため、森林面積が広く環境保全が必要な地方の自治体よりも、人口の多い都市部に多額の森林環境譲与税が配分されるなどの矛盾も生じており、山間地の自治体などからは基準を見直すよう求める声も上がっています。

日本共産党は、森林を有する自治体が体制整備や森林整備に活用できるように交付基準を見直し、安定的な財源である国の一般会計における林業予算の拡充を求めるとともに、需要のある自治体への地方交付税の拡充を求めています。

森林環境税は、廃止される復興特別住民税と入れ替わりに始まる新たな課税であり、10年間の税負担がようやく終わると同時に別の税負担が生じるものとなっています。その一方で、同様に東日本大震災の復興財源とされた復興特別法人税は、2012年4月から法人税減税を一旦実施した上で税額の10%を追加徴収したため実質減税となり、また当初3年間とされていたものが2年間で廃止されたため、国民から批判が起きました。

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を確保することは必要ですが、税の徴収の在り方は、国や温室効果ガス排出企業が第一義的に引き受けるべき負担を低所得者も含む国民個人に押しつけるものであることから、本議案に反対し、討論といたします。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第48号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東口正美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時39分 休憩

午前10時49分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 第49号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例

○議長（東口正美君） 日程第18 第49号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第49号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する

条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、博物館法の改正に伴い規定の変更が必要となることから、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、目的の規定であります。博物館法第18条の規定が削除されたことに伴い、同条の引用を削るものであります。

第3条は、事業の規定であります。博物館法に、博物館が実施する事業として、「学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと」が加えられたことから、第3条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に第7号として、その内容を追加するものであります。

第8条は、郷土博物館協議会の規定であります。博物館法の引用条項が変更されたことに伴い、「第20条第1項」を「第23条第1項」に改めるものであります。

附則であります。条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第49号議案 東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第19 第50号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例

○議長（東口正美君） 日程第19 第50号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第50号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市立第二小学校内に、学童保育所第二クラブ二小内育成室を設置することに伴い、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明を申し上げます。

別表中、東大和市立学童保育所第二クラブの項の次に、名称「東大和市立学童保育所第二クラブ二小内育成室」及び位置「東大和市南街3丁目61番地の2」を加えるものであります。

附則であります、条例の施行日を令和6年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○15番（中間建二君） 現在の第二学童クラブにつきましては南街市民センター内に設置をされておまして、児童館も併設をされているわけでありまして、これまではランドセル来館等の利用者で相当混雑がしている状況を確認をされておりました。これまでの第二学童クラブにおける利用者数や待機児童数、またランドセル来館での対応の状況はどうであったのか。

また、今回第二小学校内に育成室を設置をされるという条例改正でありますけれども、施設の拡充や、また定員の増加、また放課後子ども教室との連携、また、なんがい児童館でのランドセル来館への影響などは今後どのような形で見込んでいらっしゃるのかをお尋ねをいたします。

また、学童保育所と学校施設の一体化、また放課後子ども教室の連携はこれまでも取組を求めてきたところでありまして、これまでの実績と併せまして、今回の条例改正の後に予定をされている計画がありましたら再度確認をさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○青少年課長（石川博隆君） 学童保育所第二クラブにつきまして、議員おっしゃいますように南街市民センター内に設置されておまして、基準定員は40名となっておりますけれども、毎年度、入所希望者申請が上回るために、令和3年度が55名、令和4年度、5年度がともに52名と弾力的に拡大して受入れをしていますけれども、それでも入所保留となる児童が発生をしておまして、それらの多くが併設されています、なんがい児童館のランドセル来館を一時的に利用をしております。

ランドセル来館事業の利用者数ですけれども、最初からランドを選んで利用をしてお子さんと、それから学童入所までの一時的な利用のお子さんと合わせまして、令和3年度が34名、令和4年度が65名、令和5年度が57名となっております、南街市民センター内で、この3年間、毎年度、合わせても100名前後の児童が集まって過密な状況となっております。

このような第二クラブの学童保育環境の改善を図るために、第二小学校の教室を一時的に使用して第二クラ

ブの二小内育成室を新設するものでございます。定員は一応30名の予定で、今の第二クラブの児童を分散することによりまして学童保育環境に余裕が生まれると同時に、第四小学校の育成室と同様に、登下校に慣れない低学年のお子さんを中心に校内で受け入れることによりまして、安全性がより確保されるものというふうに考えております。あわせて、ランドセル来館のほうも利用者数の減少が期待できまして、南街市民センター内での混雑な状況が大幅に軽減されるものというふうに期待をしております。

また、放課後子ども教室との連携につきましては、現在三小内にあります第三クラブの中では、放課後子ども教室のあります毎週木曜日、金曜日に定例的に連携を実施しているというふうな例がございますので、これらを参考に、今後学校や放課後のスタッフ、受託事業者と協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、今後の一体化の方向性でございますけれども、国の新・放課後子ども総合プランには、学童保育所の実施に当たりましては学校施設の一層の活用を求めているというふうなことで、これに沿う形で、学校内学童保育所をこれまで第三小学校、第四小学校で実施しまして、この第二小学校で3校目となります。

なお、現在検討が進められている第七・第九小学校の統合につきましては、校舎が更新、建て替えの方向で検討が進められておりますが、校舎が更新される場合は、この新校舎内に専用区画としての学童保育所の設置を検討してまいりたいと考えております。

今後も学童保育所の待機児童の解消及び学童保育環境の改善に向けて、学校の御理解、御協力の下、この学校内学童保育所の導入を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 何点かお伺いします。

この南街地域の待機児童の状況ですとか新設に至った経緯、また定員など、あとそれから今後の見通し、そのあたりは今御答弁聞いていて分かりました。

設備についてお伺いしたいんですけれども、校舎内のどの教室を使う予定なのか、その教室は学校の教育活動で現在どのように使われているかなど詳細を伺います。

それから、第三クラブが児童館から第三小学校の校舎内に移設した際には、児童館にあったときはお湯が使えたけれども、校舎内では水しか使えなくなったというようなことも聞きました。その点今回どのようなのかも伺います。

それから、学校内に設置される学童クラブ、3つ目になりますけれども、教育活動を妨げることがないように特段の注意が必要だと思います。第三小学校内、第四小学校内の学童クラブでの実績を踏まえて、どのような点に留意されていくのか伺います。

○青少年課長（石川博隆君） 今般使用させていただく教室は、校舎1階西側にございます普通教室を想定しておりまして、現在学校におきましては主に特別活動教室ですとか会議室に使用されているところでございます。

設備の関係につきましては、第三クラブ及び第四小学校の育成室と同様に、教室内にガスや水道の設備はございません。これまで2か所の学校内学童保育所での事例を参考に、事前に電動ポットですとか食器乾燥機等を準備いたしまして、ガスを使用しなくても、お湯の確保ですとか食器類等の洗浄等に努めてまいりたいと考えてございます。

それから、2点目としまして、現在第三クラブが運営3年目となりまして、四小の育成室が運営2年目を迎えてございますが、現在におきましては、これらの運営によって小学校の教育活動が阻害されて困っていると

いう情報については現在把握してございません。

第二小学校におきましても、学童と在校児童の動線を明確に区分したりですとか、緊急対応時の責任の分けをきちんと明確に書面で示す等、学校の教育活動に配慮しつつ、学童を利用している児童が安心して放課後を過ごせるよう、学校とも協議を進めながら努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 設備のところですが、学童保育所と学校というのはそもそも目的も役割も違う施設で、放課後だけではなくて、夏休みなど長期休暇中は子供たちが一日を過ごす生活の場として考えれば、やはり最低限台所というのが必要、お湯も出るようなことが必要ではないかというふうに思うんですが、どのような検討があったのかお伺いしたいと思います。

○青少年課長（石川博隆君） 教室に台所等、ガスや給排水設備を新たに追加することにつきましては、これは学校施設に大幅な改変を加えることとなりまして、建築基準法をはじめとしました関連法規にのっとった大規模な整備が必要になってまいります。これらのことから、学校施設が更新等される以外は、教室等を一時的に利用した学校内学童保育所を導入進めてまいりますけれども、利用児童の安全・安心な放課後の過ごし方につきましては、最大限配慮に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。第50号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論を行います。

学童保育所の待機児童対策のため、新たな学童保育所を整備することを評価します。

学童保育所を整備に当たっては、放課後だけでなく、夏休みなど長期休暇中は子供たちが一日を過ごす第二の家庭、生活の場としての機能を果たせる設備を設けることが必要不可欠です。台所や食事を取る場所、休息のためのスペースも必要です。また、学校内に学童保育所を設置する場合は、学校の教育活動を妨げたり、教育機能の低下を招くようなことがないようにするため、また学童保育所としての役割を果たすため、専用区画を設けることが大切だと考えます。

子供たちの生活の場としてふさわしいものとなるよう市が責任を持って環境を整備することを強く求め、賛成討論といたします。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第50号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 第55号議案 市道路線の認定について

○議長（東口正美君） 日程第20 第55号議案 市道路線の認定について、本案を議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第55号議案 市道路線の認定につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、清水6丁目の宅地開発事業により築造されました道路が市に寄附されましたので、道路法第8条第1項の規定に基づき、新たに市道路線として認定するものであります。

認定する路線は、市道第184号線で、起点が清水6丁目1142番48先、終点が清水6丁目1143番36先、幅員は5.00メートルで、延長は119.41メートルであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。
質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第21 第51号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第4号）

○議長（東口正美君） 日程第21 第51号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第4号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第51号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和5年度の予算執行も期間半ばに差しかかっておりますが、歳入におきましては、令和4年度の決算剰余金や令和5年度の普通交付税等の交付額が決定し、歳出におきましては、出産・子育て応援事業の期間延長に

係る経費、バースデーサポート事業の実施に係る経費、学校施設や中央図書館などの老朽化対策に係る経費、そして決算剰余金等を基金に積み立てるための予算の計上など、歳入歳出予算の補正が必要になりました。

また、これらに加えて、債務負担行為の追加及び変更と地方債の変更が必要になりますことから、御提案申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30億7,986万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ385億8,535万5,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加及び変更は、第2表債務負担行為補正によるものであります。

第3条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第10款の地方特例交付金は261万6,000円の減額で、令和5年度の交付額の決定に伴う減額であります。

第11款の地方交付税は6億4,466万5,000円の増額で、令和5年度の交付額の決定に伴い、普通交付税を増額するものであります。

第15款の国庫支出金は444万9,000円の増額で、出産・子育て応援交付金の計上等であります。

第16款の都支出金は642万1,000円の減額で、非常用電源設置等補助金の減額等によるものであります。

第19款の繰入金は1億546万3,000円の減額で、基金繰入金の減額及び令和4年度の精算に伴います特別会計繰入金の計上によるものであります。

第20款の繰越金は26億8,639万6,000円の増額で、令和4年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

第21款の諸収入は259万3,000円の増額で、地域環境力活性化事業補助金の増額や、令和4年度の精算に伴います過年度の国庫負担金の計上等であります。

第22款の市債は1億4,374万3,000円の減額で、臨時財政対策債の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は4億4,983万3,000円の増額で、市民会館運営費及び各市民センター管理費の増額や、令和4年度の精算に伴います福祉関係返還金の計上等であります。

第3款の民生費は1,480万7,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費や生活保護事務費の増額等であります。

第4款の衛生費は6,768万2,000円の増額で、出産・子育て応援事業費及びバースデーサポート事業費の計上等であります。

第8款の土木費は3,086万2,000円の増額で、公園・緑地管理費及び子ども広場管理費等の増額であります。

第9款の消防費は1,569万4,000円の増額で、消防団活動費及び災害対策事業費の増額であります。

第10款の教育費は1億1,799万6,000円の増額で、小・中学校の運営費及び学校給食センター運営費の増額等
であります。

第11款の公債費は133万円の増額で、借入金償還費の増額であります。

4ページを御覧いただきたいと存じます。

第12款の諸支出金は23億8,165万6,000円の増額で、基金積立金（原資分）の増額であります。決算剰余金
の2分の1に相当する額の財政調整基金への積立て及び公共施設等整備基金への積立てであります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表債務負担行為補正で、1の追加であります。

1つ目は、庁舎非常用発電設備等更新工事で、期間につきましては令和6年度とし、限度額は1億4,355万
円であります。

2つ目は、地域防災計画修正業務委託で、期間につきましては令和6年度とし、限度額は1,123万1,000円
あります。

3つ目は、市民会館指定管理委託で、期間につきましては令和5年度から令和10年度までとし、限度額は5
億2,020万円あります。

次に、2の変更であります。

変更する事項は、令和5年度に契約する電算システム及び電算機器等に係る賃借で、新たに保育業務管理シ
ステム及び図書館システムを賃借することに伴いまして、限度額を3億9,668万2,000円から5億281万円に
変更するものであります。

6ページを御覧いただきたいと存じます。

第3表地方債補正で、1の変更であります。

臨時財政対策につきましては、令和5年度の発行可能額の確定に伴い、限度額を3億3,000万円から1億
8,625万7,000円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じであります。

以上であります。事項別明細書につきましては企画財政部長から説明いたしますので、よろしく
申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○企画財政部長（神山 尚君） それでは、補正予算事項別明細書につきまして御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

初めに、歳入につきまして御説明申し上げます。

10款地方特例交付金、1項1目1節地方特例交付金は261万6,000円の減額であります。令和5年度の交付額
の決定に伴い減額するものであります。

11ページをお開きください。

11款地方交付税、1項1目1節地方交付税は6億4,466万5,000円の増額であります。令和5年度の普通交付
税の交付額が30億4,466万5,000円に決定しましたので、当初予算との差額について増額するものであります。

13ページをお開きください。

15款国庫支出金は444万9,000円の増額であります。

1 項国庫負担金は432万1,000円の減額であります。

1 目民生費国庫負担金、3 節生活保護費負担金は495万円の減額であります。国の直接補助が東京都の間接補助に変更となり、予算を組み替えることに伴う生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の減額であります。

2 目衛生費国庫負担金、1 節保健衛生費負担金は62万9,000円の増額であります。新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金の計上であります。

2 項国庫補助金は877万円の増額であります。

1 目総務費国庫補助金、2 節戸籍住民基本台帳費補助金は1,924万1,000円の減額であります。国の交付要綱の改正に伴い、区市町村の予算執行が不要となったことによる個人番号カード交付事業費補助金の減額であります。

2 目民生費国庫補助金は24万8,000円の増額であります。

2 節児童福祉費補助金は42万円の増額であります。狭山保育園における保育園業務管理システムの導入に係る保育対策総合支援事業費補助金の増額であります。

3 節生活保護費補助金は17万2,000円の減額であります。都補助金との予算組替え及び生活保護システムの修正に係る生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の減額であります。

3 目衛生費国庫補助金、1 節保健衛生費補助金は2,640万2,000円の増額であります。出産・子育て応援事業の実施期間延長に係る出産・子育て応援交付金の計上であります。

5 目土木費国庫補助金、3 節住宅費補助金は136万1,000円の増額であります。市営住宅の解体に係る社会資本整備総合交付金の増額であります。

15ページをお開きください。

16款都支出金は642万1,000円の減額であります。

2 項都補助金は645万5,000円の減額であります。

1 目総務費都補助金、2 節総務管理費補助金は1億2,815万円の減額であります。庁舎非常用発電設備等更新工事の工事期間の延長等に伴う非常用電源設置等補助金の減額であります。

2 目民生費都補助金は3,254万円の増額であります。

1 節社会福祉費補助金は1,149万5,000円の増額であります。庁舎衛生配管設備等更新工事に係る地域福祉推進包括補助事業補助金の増額であります。

2 節児童福祉費補助金は1,035万4,000円の増額であります。

子育て支援課の高校生等医療費助成事業補助金は59万4,000円の増額で、高校生等医療費助成システムの保守経費に係るものであります。保育課の保育所等物価高騰緊急対策事業補助金は905万9,000円の計上ですが、保育所等が行う物価高騰緊急対策事業に係るものであります。

3 節生活保護費補助金は1,069万1,000円の増額であります。

保護決定等体制強化事業補助金は169万1,000円の計上で、国庫補助金との予算の組替えによるものであります。生活困窮者自立支援の機能強化事業補助金は900万円の計上ですが、国庫補助金との予算の組替え及び生活困窮者自立支援機能強化事業に係るものであります。

3 目衛生費都補助金、1 節保健衛生費補助金は4,169万6,000円の増額であります。

妊婦健康診査支援事業補助金は1,030万3,000円の計上で、妊婦超音波検査に係るものであります。とうきょうママパパ応援事業補助金は3,139万3,000円の増額で、バースデーサポート事業の実施及び出産・子育て応援

事業の実施期間延長に係るものであります。

7目消防費都補助金、1節消防費補助金は165万円の計上であります。災害対策用備蓄品の入替えに係る区市町村災害対応力向上支援事業補助金であります。

8目教育費都補助金は4,580万9,000円の増額であります。

1節教育総務費補助金は190万7,000円の増額であります。エデュケーション・アシスタント配置支援事業補助金の計上であります。

2節小学校費補助金は2,711万4,000円の増額、3節中学校費補助金は1,662万5,000円の増額であります。いずれも校庭遊具の老朽化対策に係る区市町村立学校における遊具等の安全対策支援事業補助金の増額であります。

5節保健体育費補助金は16万3,000円の増額であります。米粉パンなどの国産食材を活用した食育支援事業補助金の計上であります。

少々飛ばしまして、19ページをお開きください。

19款繰入金は1億546万3,000円の減額であります。

1項基金繰入金は3億4,424万7,000円の減額であります。

1目1節財政調整基金繰入金は2億2,424万7,000円の減額であります。補正予算（第4号）の財源調整としまして、財政調整基金とりくずしを減額するものであります。

3目1節公共施設等整備基金繰入金は1億2,000万円の減額であります。対象事業費の減に伴う公共施設等整備基金とりくずしの減額であります。

2項特別会計繰入金は2億3,878万4,000円の計上であります。

1目1節国民健康保険事業特別会計繰入金は2,057万9,000円の計上、3目1節介護保険事業特別会計繰入金は1億5,468万3,000円の計上、4目1節後期高齢者医療特別会計繰入金は6,352万2,000円の計上で、いずれも令和4年度の精算に伴うものであります。

21ページをお開きください。

20款繰越金1項1目1節繰越金は26億8,639万6,000円の増額であります。令和4年度の決算剰余金の確定に伴い、前年度繰越金を増額するものであります。

23ページをお開きください。

21款諸収入、5項雑入は259万3,000円の増額であります。

1目1節雑入は67万8,000円の増額であります。環境対策課の地域環境力活性化事業補助金は64万5,000円の増額で、アライグマ・ハクビシンの防除に係る東京都環境公社からの補助金であります。

4目過年度収入は191万5,000円の増額であります。

1節国庫負担金は159万2,000円の増額、3節都負担金は32万3,000円の増額であります。いずれも令和4年度の精算に伴います過年度収入であります。

25ページをお開きください。

22款1項市債、9目1節臨時財政対策債は1億4,374万3,000円の減額であります。令和5年度の発行可能額の確定に伴う減額であります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は30億7,986万円の増額で、補正後の予算額は385億8,535万5,000円となるものであります。

27ページをお開きください。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

2款総務費は4億4,983万3,000円の増額であります。

1項総務管理費は4億6,738万2,000円の増額であります。

6目財産管理費は2億5,488万6,000円の減額であります。

1の庁舎管理費は2億5,515万円の減額であります。非常用発電設備等更新工事費の減額等であります。

3の財産管理事務費は24万7,000円の増額であります。普通財産に係る除草委託料の増額であります。

29ページをお開きください。

9目公安費、2の交通安全推進事業費は27万5,000円の増額であります。第二中学校で交通安全教室を実施することに伴う委託料の計上であります。

11目文化振興費、1の市民会館運営費は335万5,000円の増額であります。物価高騰に伴う舞台照明改修工事費の増額であります。

13目市民センター費は403万6,000円の増額であります。

2の奈良橋市民センター管理費は220万7,000円の増額であります。塔屋防水工事費の計上等であります。

5の上北台市民センター管理費は20万9,000円の増額であります。エントランス屋根の防水補修に係る施設修繕料の増額であります。

7の南街市民センター管理費は49万7,000円の増額であります。正面入り口の自動ドア修繕及び学童保育所台所の床修繕に係る施設修繕料の増額であります。

8の桜が丘市民センター管理費は44万1,000円の増額であります。排煙窓の排煙装置交換に係る施設修繕料の増額であります。

31ページをお開きください。

10の向原市民センター管理費は68万2,000円の増額であります。地区会館及び児童館の入り口の自動ドア修繕に係る施設修繕料の増額であります。

15目諸費は7億1,364万5,000円の増額であります。

1の市税過誤納還付金等は6,600万円の増額であります。今後の還付金等の見込みによるものであります。

2の総務関係返還金から、33ページをお開きください、14の衛生関係返還金までは、令和4年度の精算に伴う国や東京都などへの返還金であります。11課分の合計で6億4,764万5,000円の計上であります。

2項徴税费は101万5,000円の増額であります。

2目賦課徴収費は87万8,000円の増額であります。

2の徴収事務費は49万3,000円の増額であります。金融機関への預貯金等照会のデジタル化に係る滞納整理手数料の増額であります。

35ページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費、4の個人番号カード交付関係事務費は1,856万4,000円の減額であります。国の交付要綱の改正に伴い、区市町村の予算執行が不要となったことによる地方公共団体情報システム機構交付金の減額等であります。

37ページをお開きください。

3款民生費は1,480万7,000円の増額であります。

1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、4 の後期高齢者医療特別会計繰出金は204万6,000円の減額であります。今回の後期高齢者医療特別会計の補正予算に伴う療養給付費繰出金の減額等であります。

2 項児童福祉費は1,154万8,000円の増額であります。

1 目児童福祉総務費、11の高校生等医療費助成事業費は59万4,000円の増額であります。高校生等医療費助成システム保守委託料の計上であります。

2 目児童措置費、10の新型コロナウイルス感染症対策事業費は919万8,000円の増額であります。保育所等における物価高騰の負担軽減に係る保育所等物価高騰緊急対策事業補助金等の計上であります。

39ページをお開きください。

3 目市立保育園費、2の狭山保育園運営費は88万円の増額であります。保育園業務管理システムの導入に係る経費の計上等であります。

7 目学童保育所費、1の学童保育所運営費は70万2,000円の増額であります。第九学童クラブ育成室の床修繕に係る施設修繕料の増額であります。

8 目心身障害児通所施設費、2のやまとあけぼの学園運営費は17万4,000円の増額であります。委託の送迎バスへの置き去り防止装置の装着に係る通園児送迎等業務委託料の増額であります。

3 項生活保護費、1 目生活保護総務費は530万5,000円の増額であります。

2 の生活保護事務費は290万5,000円の増額であります。生活保護基準の改定等に伴う生活保護システム修正委託料の計上等であります。

41ページをお開きください。

3 の生活困窮者自立支援事業費は240万円の増額であります。生活困窮者自立支援機能強化に係る経費の計上等であります。現在庁舎1階にあります、そえるにつきましては、2階に移設する予定であります。

43ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費は6,768万2,000円の増額であります。

1 目保健衛生総務費は6,576万2,000円の増額であります。

2 の保健事業費は563万4,000円の増額であります。出産・子育て応援事業の事業期間の延長及びバースデーサポート事業の実施に伴う会計年度任用職員報酬等の増額であります。

3 の母子保健事業費は993万4,000円の増額であります。妊婦超音波検診の補助回数の増加に係る経費の計上等であります。

45ページをお開きください。

8 の出産・子育て応援事業費は3,607万1,000円の計上であります。令和5年9月までの実施期間が10月以降も延長されたことに伴う出産・子育て応援事業に係る経費の計上であります。

10のバースデーサポート事業費は1,412万3,000円の計上であります。令和5年10月1日から1歳の誕生日ギフトを支給するための経費の計上であります。

2 目予防費、4の新型コロナウイルス感染症対策事業費は62万9,000円の増額であります。新型コロナウイルスワクチン接種による副反応が健康被害と認定されたことに伴う健康被害給付金の計上であります。

47ページをお開きください。

6 目環境衛生費、1の害虫等駆除事業費は129万1,000円の増額であります。相談件数の増等に伴うアライグマ・ハクビシン防除等委託料の増額であります。

49ページをお開きください。

8款土木費は3,086万2,000円の増額であります。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、1の道路管理費は46万2,000円の増額であります。雨水対策用ポンプの修繕に係る施設修繕料の計上であります。

3項都市計画費、3目公園費は2,230万4,000円の増額であります。

1の公園・緑地管理費は1,330万4,000円の増額であります。公園再整備方針等の策定に向け、事前準備として実施する公園等整備事務委託料並びに遊具等の施設の老朽化に伴う公園等維持補修工事費等の増額であります。

3のこども広場管理費は900万円の増額であります。遊具等の施設の老朽化に伴うこども広場維持補修工事費の増額であります。

4項住宅費、1目住宅管理費、1の市営住宅管理費は809万6,000円の増額であります。市営住宅解体工事費等の計上であります。

51ページをお開きください。

9款1項消防費は1,569万4,000円の増額であります。

2目非常備消防費、1の消防団活動費は115万5,000円の増額であります。老朽化に伴う簡易水槽購入費の計上であります。

4目災害対策費、1の災害対策事業費は1,453万9,000円の増額であります。防災備蓄毛布や携帯トイレの更新に係る消耗品費の増額及び地域防災計画修正業務委託料の計上等であります。

53ページをお開きください。

10款教育費は1億1,799万6,000円の増額であります。

1項教育総務費、3目教育指導費は190万9,000円の増額であります。

11の学校行事・部活動等運営支援事業費は、事業の実施方法の変更に伴う予算の組替えであります。

15の学力・授業力向上推進事業費は190万9,000円の増額であります。東京都よりエデュケーション・アシスタント配置校として第五小学校が承認を得られたことに伴う会計年度任用職員報酬等の増額であります。

2項小学校費、1目学校管理費、1の小学校運営費は5,293万7,000円の増額であります。

55ページをお開きください。

3項中学校費、1目学校管理費、1の中学校運営費は2,227万4,000円の増額であります。小・中学校いずれも老朽化等に伴う施設修繕料の増額、令和4年度に実施しました校庭遊具点検の結果に応じた備品修繕料の増額及び遊具更新に係る遊具等安全対策用備品購入費の計上であります。

4項社会教育費は675万2,000円の増額であります。

2目公民館費、1の中央公民館事業費は28万9,000円の増額であります。紙折機購入費の計上であります。

3目図書館費、1の中央図書館管理費は638万円の増額であります。老朽化に伴う冷温水発生機操作盤更新工事費の計上であります。

4目郷土博物館費、1の郷土博物館管理費は8万3,000円の増額であります。常設展示室の地形模型装置の修繕に係る施設修繕料の増額であります。

57ページをお開きください。

5項保健体育費は3,412万4,000円の増額であります。

2目体育施設費、1の体育施設運営費は931万7,000円の増額であります。上仲原公園テニスコートの人工芝修繕に係る施設修繕料の増額及び来年度の開設に向けた市民プールの塩素濃度管理の適正化に係る、ろ過装置改修工事費の増額であります。

3目学校給食費、2の学校給食センター運営費は2,480万4,000円の増額であります。老朽化に伴うボイラー改修工事費及び米粉パンを活用した食育支援事業助成金の計上であります。

59ページをお開きください。

11款1項公債費、1目元金、1の借入金償還費は133万円の増額であります。借入先との調整により償還期間が短縮となったことに伴う長期債元金の増額であります。

61ページをお開きください。

12款諸支出金、1項1目基金費、1の基金積立金（原資分）は23億8,165万6,000円の増額であります。

財政調整基金は14億4,319万9,000円の計上ですが、令和4年度の決算剰余金の確定に伴いまして、その2分の1に相当する額を積み立てるものであります。公共施設等整備基金は9億3,845万7,000円の計上ですが、今後の公共施設等の老朽化対策や更新に備えるため、決算剰余金の一部を積み立てるものであります。この積立額には、令和4年度の都市計画税の使途剰余金分として2億3,845万7,000円が含まれているものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は30億7,986万円の増額で、補正後の予算額は385億8,535万5,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○16番（荒幡伸一君） 御説明ありがとうございます。

それでは、何点か質疑をさせていただきます。

まず、補正予算書の44ページ、母子保健事業についてでございますけれども、妊婦健康診査等委託料の増額についてでございますけれども、妊婦健診の内容がどのように変わるのかお伺いをさせていただきます。

次に、補正予算書46ページ、出産・子育て支援事業とバースデーサポート事業についてでございますけれども、出産・子育て応援事業及びとうきょうママパパ応援事業と、このバースデーサポート事業の関係性について教えていただければと思います。また、バースデーサポート事業の詳細についてもお願いをいたします。

次に、補正予算書48ページ、害虫等駆除事業費についてでございますけれども、こちら、相談件数がかなり増えているということでございますけれども、このアライグマ・ハクビシン防除の現状について教えていただければと思います。また、この空き家にすみついでるのを結構見かけるというようなお声をいただいております。そのような場合、どのような対応をされているのかお伺いをいたします。

次に、補正予算書58ページ、学校給食センター運営費についてでございますけれども、米粉パンを活用した食育支援事業助成金とはどのような事業なのか、事業内容の詳細についてお伺いをいたします。

以上です。

○健康推進課長（幸村有紀君） 補正予算書44ページ、母子保健事業費における妊婦健康診査等委託料増額の内容についてでございますが、妊婦健康診査のうち、超音波検査の補助を1回分から4回分に増やすための所要経費でございます。本事業は東京都の補助事業を活用するものであり、都内医療機関で使用できる受診券を使

用して検査を受けていただきます。1回当たりの検査費用は東京都が取り決めております5,300円で、年間600人を見込んでおります。

続きまして、補正予算書46ページ、出産・子育て応援事業及びとうきょうママパパ応援事業と東京都のバースデーサポート事業の関係性についてでございますが、まず東京都のバースデーサポート事業の内容につきまして先にお答えいたします。

本事業の対象は、令和5年4月1日以降に1歳を迎えるお子様を養育する家庭でアンケートを実施し、相談支援を行うとともに、第一子には1万円、第二子には2万円、第三子以降には3万円のカタログギフトをお渡しする事業を令和5年10月から実施する予定としております。

次に、出産・子育て応援事業及びとうきょうママパパ応援事業との関係性についてでございますが、出産・子育て応援事業につきましては、国の交付金を財源とし、妊婦や子育て世帯への保健師等による伴走型相談支援と、妊娠時及び出産時にギフトクーポンを支給する経済的支援を一体的に実施するものでございます。また、とうきょうママパパ応援事業は、国の出産・子育て応援事業に東京都が経済的支援を上乗せする内容となっております。

なお、市がバースデーサポート事業を実施することにより、出産・子育て応援事業費の市の負担分を東京都が負担することとなります。出産・子育て応援事業やとうきょうママパパ応援事業により、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない相談支援体制が整うとともに、妊娠から出産、1歳までの時期に合計で22万円の経済的支援を受けることができる仕組みとなっております。

以上でございます。

○環境対策課長（梶川義夫君） 補正予算書48ページ、害虫等駆除事業でございます。

アライグマ・ハクビシンの防除事業の現状でございますが、環境対策課のほうでは、生活環境に被害を及ぼされているお宅から相談を受けまして、捕獲器の設置あるいは捕獲、それから捕獲器の回収、補充ですとか、そういったものを行っているところでございます。

例えば捕獲件数で申し上げますと、8月末での件数といたしましては、アライグマ37件、ハクビシン5件でございます。合計42件でございます。こちらの件数といたしましては、ここ数年、増加傾向にあるというふうに見ておりまして、このままいくと当初予算では不足が見込まれることから、今回補正予算の増額をお願いしてるところでございます。

以上でございます。

○市民環境部長（木村 西君） ただいま現状ということで御説明をさせていただきました8月末までということですが、始まりは今年度4月から8月末までということでございます。

以上でございます。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 補正予算書48ページ、害虫等駆除事業費についてです。

空き家にアライグマ・ハクビシン等の害獣がすみついている場合は、必要に応じて、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき空き家等の所有者等を調査の上、空き家等の適正管理を促す通知を発出しております。また、その際に市で行っているアライグマ・ハクビシンの防除事業についても御案内をしております。

以上でございます。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 補正予算書58ページ、学校給食センター運営費、米粉パンを活用した食育支援事業についてでございますが、東京都におきまして、学校給食における国産食材の使用割合の維持向上を図る

取組といたしまして、米粉パンなどの国産食材を活用した食育支援事業を実施しており、当該事業の補助金を活用して学校給食におきまして米粉パンを提供するとともに、食育の推進を図るものでございます。

補助金の内容につきましては、通常のパンよりも米粉パンのほうが価格が高いことから、その差額費用や食育の推進に係る費用などに充てることのできるものでございます。また、米粉パンにつきましては米粉の使用量が市販の米粉パンより多い、米粉いっぱいパンというものになっておりまして、ただ米粉の配合量につきましては企業秘密であると同っております。

なお、実施予定時期につきましては12月を現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

まず補正予算書の44ページ、母子保健事業についてでございますけれども、超音波検査の受診券をお渡しするということですが、受診券につきましては、助産院での利用について東京都のほうで検討しているというふうになっておりますけれども、本市としても早く使えるように進めたいと思っております。これは要望でございますので、御答弁は結構でございます。

もう一点、補正予算書の48ページの害虫等駆除事業費についてでございますけれども、相談件数が増えているということなんですけれども、捕獲器を増やすというようなお考えはあるのかどうか伺いをさせていただきます。

○環境対策課長（梶川義夫君） 補正予算書48ページ、害虫等駆除事業の関係でございます。

現在捕獲器につきましては10基用意してございます。こちらについては今のところ増やすという予定はございません。

以上でございます。

○議長（東口正美君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民環境部長（木村 西君） 先ほど荒幡議員の答弁で誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

補正予算書48ページ、害虫等駆除事業費のアライグマ・ハクビシンの捕獲器についてでございますが、現在の数を10台とお答えをさせていただきましたが、令和5年度当初予算で2台分を計上いたしまして既に購入済みでありますことから、正しくは12台でありました。当面はこの台数で運用を行ってまいりたいと考えております。

訂正しておわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

○17番（木戸岡秀彦君） それでは、3点ほど伺いをしたいと思います。

補正予算書50ページ、こども広場管理費のこども広場維持補修工事費増額についてですけれども、このこども広場の、どこのこども広場でどのような工事が行われるのか伺いをいたします。

続きまして、補正予算書54ページ、学力・授業力向上推進事業費ですけれども、これはエデュケーション・アシスタント、第五小学校に配置ということですが、詳細を伺います。

続いて、補正予算書58ページ、体育施設運営費ですけれども、市民プールろ過装置改修工事費増額が計上さ

れておりますけれども、プールの維持に費用がかかり続けておりますけれども、この状態をどのように認識しているのかお伺いをしたいと思います。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 補正予算書の50ページ、こども広場管理費のこども広場維持補修工事費の増額についてでございます。

遊具の点検結果の状況などから、こども広場の遊具などの工事を実施したいというふうを考えているところでございます。予定している内容といたしましては、桜が丘こども広場の滑り台の更新など検討しているところでございます。

以上でございます。

○教育部参事（小野隆一君） 補正予算書54ページ、学力・授業力向上推進事業費、エデュケーション・アシスタント配置支援事業についてでございますが、小学校における特定学年について、授業の質、教員の負担軽減、組織体制の充実を図るため、担任の業務を補佐するスタッフを配置するものであり、第五小学校が東京都から1名の配置の承認を受け、第1学年に配置予定でございます。

業務の内容についてでございますが、例えば出欠に係る保護者との連絡対応や、学習、給食、清掃等の指導の補助、子供の観察や学年の打合せへの出席など、担任とともに直接子供に指導することを行ってまいります。以上でございます。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 補正予算書58ページ、市民プールの改修工事についてでございます。

今年度のプールにつきましては、開場しておりました7月15日から8月31日までの来場者数の速報値で延べ4万人を超え、令和4年度比でおよそ倍になっております。子供たちの中にはりピーターも多く、令和4年度の改修によってプールがきれいになったこと、さらに、プールに書かれたうまべえについてもさらにプールへの愛着が湧いたと大変に喜ばれているところでございます。

老朽化が進んでおります市民プールではございますが、このように現状で一定程度の需要があり、運営を続けていく上では、利用者の皆様に安全・安心に利用していただけるような必要な施設整備を行っていく必要があるものと考えてございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、補正予算書54ページの学力・授業力向上推進事業費ですけれども、これは第五小学校に1名ということですが、これに関しては今後増員というか、そういう予定が計画をされるのか伺いたいということと、あと1点、補正予算書58ページの体育施設運営費ですけれども、こちらに関しては今後も基本的には老朽化して定期的に費用がかかると予想されております。近い将来を見据えて、室内プールに建て替えるとか、また学校プールの共有化など、プールについては市全体観に立った運用が必要だと思いますので、これを検討していただきたいと思います。これに関しては要望です。お願いいたします。

○教育部参事（小野隆一君） 補正予算書54ページ、学力・授業力向上推進事業費、エデュケーション・アシスタントの増員の要望についてでございますけれども、今年度、小学校10校申込みをさせていただいて1校指定ということで、今後も本事業が継続する場合には増員のほうを申し込んでいく形でございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 4点伺います。

補正予算書32ページから34ページの諸費のところ、令和4年度精算に基づく返還金が総額で6億4,764万

5,000円と多額に上っていますけれども、これまでの返還金の総額と今年度中の見込みをお伺いします。

それから、コロナ対策もあって、これ多額になっていると思うんですけども、平成31年度、令和2年度、3年度、4年度の決算額を伺います。

次に、補正予算書54ページ、先ほども御答弁ありましたエデュケーション・アシスタントの配置支援事業のところですけども、制度の詳細などはよく分かりました。会計年度任用職員の方ということですけども、資格についてはどのようになっているのか伺います。

それから、3点目、補正予算書53ページから56ページのところで、小・中学校に対する遊具等安全対策支援事業補助金というのが計上されていると思いますが、小・中学校の遊具更新の概要についてお伺いをします。

4点目、補正予算書62ページの基金積立金のところですけども、財政調整基金と公共施設等整備基金の令和5年度末残高見込みを伺います。それから、行政改革大綱での令和5年度末の目標残高、それぞれ幾らなのか伺います。また、特別会計などの基金総額ですけども、積立基金の令和4年度末残高、総額で90億8,368万5,823円となっているかと思うんですが、この4号補正後の令和5年度末残高見込みが幾らになるのか併せて伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 私のほうからは、1点目と4点目について御答弁申し上げたいと思います。

まず1点目でございます。補正予算書の32ページから34ページの諸費でございます。

返還金についてということでございますが、令和5年度一般会計補正予算（第4号）までの返還金の総額につきましては、第2回市議会定例会におけます返還金2億6,642万8,000円と合わせまして、総額で9億1,407万3,000円でございます。

続きまして、過去の返還金の総額でございますが、まず平成31年度の決算では約3億3,900万円、令和2年度の決算では約2億2,500万円、令和3年度の決算では約3億8,200万円、令和4年度の決算につきましては約9億100万円でございます。

今後につきましては、返還金、また発生した精算の状況によりまして対応していくというふうに考えているところでございます。

続きまして、4点目です。

補正予算書の62ページ、基金についてでございますが、まず1点目の令和5年度末の現在高の見込みにつきましては、財政調整基金につきましては約25億5,400万円、公共施設等整備基金につきましては約48億9,800万円でございます。

次に、2点目の第6次行政改革大綱におけます年度末の目標の現在高でございますが、各年度の標準財政規模の12%を最低限の水準としてございます。こちらにつきましては、今後も見込まれます厳しい財政状況を踏まえまして上乗せを目指すという前提の下、最低限の目標として示したものでございます。

第6次行政改革大綱におけます令和5年度の目標額につきましては、約21億5,600万円でございます。

財政調整基金につきましては、この最低限の残高に数億円上乗せしまして、今後の補正予算等の財源調整に備えているところでございます。

また、公共施設等整備基金につきましては、学校施設や公共施設の老朽化対策のため積み増しを図っていることから、積立てが可能なときに積み増しを図っていきたいと考えているところでございます。

次に、3点目です。

一般会計補正予算（第4号）の時点での特別会計、また定額運用基金を含みました基金残高でございますが、

現時点での集計では約97億8,500万円と見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○教育部参事（小野隆一君） 補正予算書54ページ、エデュケーション・アシスタント配置支援事業、資格の有無についてでございますけれども、教員免許等の資格等は求めてございません。

以上でございます。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 補正予算書53ページから56ページ、小学校運営費及び中学校運営費の遊具等安全対策の概要についてであります。令和4年度に実施いたしました小・中学校の校庭遊具の点検におきまして修繕や更新が必要と判断されたものにつきまして、都の補助金を活用し、備品の修繕や更新を行うものでございます。

修繕内容は様々でございますが、例といたしましては鉄棒や雲梯などにおきまして塗装の剥がれやさび、握り棒の回転などへの対応がございます。そのほかには、中学校で砂場の枠の腐朽、腐食等による形の崩れですね、そういったもの、各遊具の土台となっているコンクリートの露出、そういったものに対応する予定でございます。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 何点か質問いたします。

補正予算書の45ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費の負担金補助及び交付金、健康被害給付金のところですが、この健康被害ということの詳細、何人の方にどういった健康被害があったのかということをお聞きします。

それから、47ページの害虫等駆除事業費のところの委託料、アライグマ・ハクビシン防除等委託料増額のところ、このアライグマ・ハクビシンの被害が出ているのは市内のどういった場所ということがあるのか、全域なのか、どういったところに出ているのかというのを伺います。

それから、51ページの災害対策事業費のところ、消耗品費増額のところなんですけれども、備品の入替えに係る費用ということなんです、その入替えということは破棄したものがあつたのかということ、これは計画的に入替えをしていくものなのかなと思うんですけれども、増額になった理由を教えてください。

それから、57ページの学校給食センター運営費の負担金補助及び交付金、米粉パンを活用した食育支援事業助成金で、米粉パンを活用した食育ということで先ほど伺ったんですけども、これは米粉パン、米粉を使ったパンを提供するというのが食育ということなのか、それを活用して何か食育活動のようなことをするのかということをお願いします。

すみません、あと最後にちょっと戻りまして、49ページのところ、市営住宅管理費の市営住宅解体工事費なんですけれども、これはどこの市営住宅を何棟ほど解体したのか、あとその跡地について今後の利用の計画があるのかということをお聞きします。

よろしく申し上げます。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 補正予算書46ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業、健康被害給付金の関係でございます。

対象の方につきましては、こちらはお二人となっております。症状につきましては、お一人は動悸、目まい、不眠、下痢、嘔吐、湿疹、頭痛、関節痛という形でございます。もう一人の方に関しましては、間質性肺炎という形でございます。お二人とも国におきましての健康被害がここで認定されたというような状況でござ

います。

以上でございます。

○環境対策課長（梶川義夫君） 補正予算書47ページ、害虫等駆除事業、アライグマ・ハクビシン防除委託の関係でございますが、こういった地域にということでございますが、突出して見られるのは芋窪地域が最も捕獲件数としては多い状況でございますが、市内全域で出没をしているという状況でございます。

以上でございます。

○総務部参事（関田孝志君） 補正予算書51ページ、災害対策事業費でございます。

こちらにつきましては、毛布を購入するのに607万2,000円、携帯用トイレの購入に330万円を予定しております。毛布につきましては20年以上経過しておりますことから、令和2年度から順次入替え作業を行ってございます。入替えに伴います毛布につきましては、廃棄ではなく買取りという形でお願ひし、リサイクルをすることにしてございます。また、携帯用トイレにつきましては、使用期限が到来したため入替えを行うものであります。

以上でございます。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 補正予算書57ページ、58ページ、学校給食センター運営費、米粉パンを活用した食育支援事業助成金についてでございますが、食育の推進といたしましては、今回国のほうの第4次食育推進基本計画、これを基に東京都が米粉パンの国産食材を活用した食育支援事業というのを実施しております。

今回この内容につきましては、地産地消ということが根本にございまして、国産の食材でという形のものを、今後それを提供して食べてもらうということと、もう一つは、食育として今どういうやり方をするかというのは検討中でございますけれども、全校一斉にという形になりますので、栄養士が直接行くことは難しいかなとは思っていますが、資料を作成したり、各学校の教員の皆様にお願ひしたりと、何かをやる予定で今検討中でございます。

以上でございます。

○総務管財課長（関根 崇君） 補正予算書50ページ、市営住宅管理費の市営住宅の解体工事費についての御質問でございます。

今回解体いたします市営住宅につきましては、奈良橋にございます第二団地及び立野にございます第四団地、それぞれ1棟ずつ、合計2棟を解体いたすものでございます。

また、跡地の利用につきましては、現在ほかに居住者さんがいるような状況でございますので、特定の目的で利用するというのではなく、その空き地を含めて適正に管理していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） ありがとうございます。

51ページの災害対策費のところで、その増額になった理由というのがあればちょっと、予算よりもまた足りなくなって補正になったということだと思つたので、これが計画的に更新をしていくということで予算が立っていたのではないのか、すみません、ちょっとその増額になった理由というところをお聞かせください。

○総務部参事（関田孝志君） 基本的には計画的に行っているわけなんです、なかなか予算のほうがつかない、つきづらい状況でございます。また、ここで補助金を頂けることになりましたことから、今回計上したものでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 57ページ、58ページの学校給食費のところなんですけれども、先ほど来幾つか質問があつて、米粉パンのところなんですけど、これ、米粉パンでないとこの食育支援は成り立たないのかな、要はお米をわざわざ加工しないで、そのまま御飯として出せばいいのかなと思うんですけども、それで使えれば全然問題ないのかなと思って質問をしています。お願いします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 補正予算書57ページ、58ページ、米粉パンを活用した食育支援事業助成金についてでございますが、今回この助成金がつくものは東京都が実施する事業で、この米粉パンに限るという形になっていて、また年1回だけという条件もございますので、1回という形で今回実施するものでございます。

通常の地産地消の食育としましては、ふだん栄養士が里芋コロッケとか、地場産物の食育授業は別途また実施してございます。

以上でございます。

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。日本共産党市議団を代表し、第51号議案 東大和市一般会計補正予算（第4号）に対する賛成討論を行います。

本補正予算は、第一に、出産・子育て応援事業の事業期間延長、バースデーサポート事業実施に係る予算が計上されています。これらの事業の財源は、おおむね国と東京都の補助金で全額賄われるものとなっています。

第二に、一般会計と特別会計の37億4,000万円に及ぶ令和4年度決算剰余金、令和5年度普通交付税や臨時財政対策債交付限度額などの確定に伴って生まれた新たな財源が処理されています。

特別会計の黒字に基づく繰入金2億4,000万円や事業延期に係る歳出減2億5,000万円も含めると36億8,000万円ほどの新たな財源が生じましたが、そのうち16億7,000万円が財政調整基金に積み立てられ、10億5,000万円が公共施設等整備基金に積み立てられています。残り9億6,000万円のうち6億5,000万円ほどが決算確定に基づく国や東京都への返還金、さらに3億円余りが必要な修繕費等に充てられたこととなります。令和4年度決算確定などによって生まれた新たな財源の4分の3が市の貯金として積み増されています。

この結果、令和5年度末財政調整基金残高見込みは25億5,400万円、公共施設等整備基金は48億9,800万円と市の目標を上回り、公共施設等整備基金については目標の2倍以上の残高見込みとなっています。特別会計等も含めた積立基金の4号補正後の令和5年度末残高も約97億8,500万円と、7億円以上増える見込みとなっています。

日本共産党市議団は、市が進める99もの市民サービスの休廃止を批判し、必要なサービスの復活と拡充を求めてきました。また、小平市や武蔵村山市など近隣他市と比べても高額な国保税、下水道料金、家庭用ごみ袋

代の緊急値下げも求めています。

本補正予算で生じた新たな財源を住民福祉の増進、気候危機打開などの必要な施策に振り向けるよう求めて、討論いたします。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第51号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第4号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第22 第52号議案 令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（東口正美君） 日程第22 第52号議案 令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第52号議案 令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和4年度決算に基づく剰余金が確定したことなどに伴いまして、主に令和4年度の精算による東京都への保険給付費等交付金などの返還金や、国民健康保険事業運営基金への積立金及び一般会計への繰出金の計上など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,365万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億6,569万6,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第1款の国民健康保険税は9,870万2,000円の減額で、令和5年度の賦課決定に伴う減額であります。

第7款の繰越金は3億1,236万1,000円の増額で、令和4年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第6款の諸支出金は2億1,365万9,000円の増額で、主に令和4年度の精算に伴う東京都への保険給付費等交付金などの返還金や、決算剰余金の確定に伴います国民健康保険事業運営基金への積立金及び一般会計への繰

出金を計上するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○7番（上林真佐恵君） 4点伺います。

まず補正予算書5ページの国民健康保険税の減額補正のところ伺います。

当初予算では被保険者数を1万6,952人と想定されていたと思うんですが、今回の補正に当たって被保険者数を何人と想定しているのか伺います。また、このことによる影響額の見込みについて伺います。

2点目として、同じく補正予算書5ページの国民健康保険税の減額補正のところ、第1回定例会での尾崎議員への答弁で、令和5年度被保険者1人当たりの課税所得は82万円、1人当たり保険税額は11万6,000円で負担率14.1%という御答弁だったと思います。今回の補正予算では1人当たりの課税所得は幾らで、1人当たりの保険税額幾らとしているのか、またこのことによる影響額の見込みについても伺います。

3点目として、補正予算書7ページの繰越金のところで、令和3年度は3億8,000万円の黒字でしたけれども、令和4年度も3億1,000万円黒字となっています。改めて、国保税の1億円値上げ、するべきではなかったと思うんですが、その点の御認識を改めて伺います。

4点目、補正予算書9ページの基金費のところ、3億円の黒字のうち1億円余りを基金に積み立てていますが、この補正予算後の国民健康保険事業運営基金の令和5年度末残高見込みを伺います。

○保険年金課長（吾郷真利君） 補正予算書5ページ、国民健康保険税の減額補正についてです。

当初予算では被保険者数を1万6,952人と見込んでいましたが、6月末時点では1万6,820人で、約130人の減となっております。被保険者数の減少による影響額につきましては約1,500万円と見込んでおります。

続きまして、同様に補正予算書5ページ、国民健康保険税の減額補正についてです。

今回の補正予算の内容で考えますと、1人当たりの課税所得は約81万円、1人当たりの保険税額は約11万2,000円、影響額については約8,300万円と見込んでおります。

続きまして、補正予算書7ページ、繰越金に関する御質疑です。

繰越金につきましては、各年度の予算執行後に生じた決算剰余金となります。また、保険税率等の改定につきましては、国民健康保険の健全化等を図るために、国保財政健全化計画に沿って各年度の当初に必要となる保険税率の改定を行ったものであります。

続きまして、補正予算書9ページ、国民健康保険事業運営基金についてであります。

現状での見込みとなりますが、令和5年度末の残高を約2億4,500万円と見込んでおります。

以上です。

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第52号議案 令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第23 第53号議案 令和5年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（東口正美君） 日程第23 第53号議案 令和5年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第53号議案 令和5年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和4年度決算に基づく剰余金が確定したことなどに伴いまして、令和4年度の精算による国等への返還金の増額や一般会計への繰出金の計上など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,354万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億5,009万2,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第4款の国庫支出金は14万2,000円の増額で、令和4年度調整交付金の確定に伴います過年度分の交付金の計上であります。

第5款の支払基金交付金は1,657万8,000円の増額で、令和4年度介護給付費交付金の確定に伴います過年度分の交付金の計上であります。

第6款の都支出金は1,934万9,000円の増額で、令和4年度介護給付費負担金の確定に伴います過年度分の負担金の計上であります。

第10款の繰越金は4億7,747万1,000円の増額で、令和4年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の保険給付費は各サービスの実績等による予算の組替えで、第1項介護サービス等諸費を20万6,000円減額し、同額を第4項高額医療合算介護サービス等費に増額するものであります。

第6款の基金積立金は2億5,997万1,000円の増額で、令和4年度の決算剰余金の確定に伴い、介護給付費等準備基金積立金を計上するものであります。

第7款の諸支出金は2億5,356万9,000円の増額で、過年度の還付金及び令和4年度の精算に伴います国等への返還金の増額並びに一般会計への繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○7番（上林真佐恵君） 1点お伺いします。

補正予算書11ページの繰越金と15ページの基金積立金のところで伺いますが、令和4年度の黒字額は前年度を1億3,000万円上回る4億7,700万円となっています。このうち約2億6,000万円を介護給付費等準備基金に積み立てていると思いますが、補正後の令和5年度末残高見込みを伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） 補正予算書15ページ、介護給付費等準備基金積立金についてであります。補正後におけます令和5年度末の残高は約8億6,700万円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第53号議案 令和5年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決す

ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第24 第54号議案 令和5年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（東口正美君） 日程第24 第54号議案 令和5年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第54号議案 令和5年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和4年度決算に基づく剰余金が確定したことなどに伴いまして、令和4年度の精算による東京都後期高齢者医療広域連合への納付金の減額や一般会計への繰出金の計上など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,476万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,240万円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第2款の繰入金は204万6,000円の減額で、令和4年度の療養給付費負担金等の精算に伴います一般会計からの療養給付費繰入金の減額等であります。

第3款の繰越金は6,399万円の増額で、令和4年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

第4款の諸収入は282万1,000円の増額で、令和4年度の精算に伴います広域連合負担金の還付金の計上であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の広域連合納付金は66万7,000円の減額で、令和4年度の療養給付費負担金等の精算に伴います広域連合負担金の減額であります。

第5款の諸支出金は6,543万2,000円の増額で、後期高齢者医療保険料還付金の増額及び一般会計への繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第54号議案 令和5年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第25 請願及び陳情の付託

○議長（東口正美君） 日程第25 請願及び陳情の付託を行います。

8月30日、正午までに受理した請願及び陳情を御配付してあります文書表のとおり、総務委員会に審査を付託いたします。

○議長（東口正美君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 2時12分 散会